

令和4年7月27日（水）
国土交通省関東地方整備局

記者発表資料

関東地方整備局における「工事」「業務」の 「総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和4年度版）」及び 「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」の改定について

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和4年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

○主な改定内容【工事】

- ・「関東地方整備局における入札・契約制度」を章立てし、施工時期の平準化に向けた取組等を記載しました。
- ・令和4年3月8日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- ・従業員への賃上げを実施する企業に対する加点評価を適用しました。
- ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が令和4年3月30日付けで改正されたことを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を見直しました。

○主な改定内容【業務】

担い手（地元企業・若手技術者等）の育成・確保

・関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法（実施能力評価拡大型）を開始します。【R4. 8より実施】

技術力が十分発揮できる競争環境の確保

・高度または専門的な技術が要求される業務を対象に、WEB方式によるヒアリングを実施します。（技術提案書のヒアリングのWEB会議）【R4. 4より実施】

なお、「ガイドライン」の本編及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」は、関東地方整備局HPに掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞工事関係＞総合評価落札方式

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html>

【業務】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞建設コンサルタント業務関係＞関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部

技術調査課 課長補佐 甲田 知正 【工事】

技術管理課 課長補佐 春山 大樹 【業務】

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-601-3151（代）（内線：工事）3257
（内線：業務）3313

概要と見直し及び改定の内容

1. 概 要

令和4年度の「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」は、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和4年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和4年8月1日以降に公告する案件から適用します。

2. 令和4年度見直し及び改定の内容

- 「関東地方整備局における入札・契約制度」を章立てし、施工時期の平準化に向けた取組等を記載しました。
- 令和4年3月8日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- 従業員への賃上げを実施する企業に対する加点評価を適用しました。
- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が令和4年3月30日付けで改正されたことを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を見直しました。

令和4年度 入札・契約、総合評価 実施方針【工事】
(主な変更点)

項目	R4実施方針	従来の実施状況
評価項目配点	✓変更理由、内容 更なる担い手確保の観点から若手技術者活用促進のため、「若手技術者活用評価型」の配点の変更及び若手技術者の育成指導の評価項目を追加。 ・(企業の技術力)工事成績 5点 ・(企業の技術力)若手技術者(35歳以下)の活用 3点 ・(配置予定技術者の技術力)同種工事の工事経験 5点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 3点 ・(配置予定技術者の技術力)若手技術者の育成指導 2点【新規項目】	・(企業の技術力)工事成績 6点 ・(企業の技術力)若手技術者の活用 2点 ・(配置予定技術者の技術力)工事経験 6点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 4点
評価項目配点	✓変更理由、内容 更なる地域の担い手・守り手確保のため、「自治体実績評価型」の配点の変更及び評価項目を一部追加し、名称を「自治体実績チャレンジ型」に変更。 (企業の技術力) 30点 + (配置予定技術者の技術力) 10点=40点満点 ・(企業の技術力) 本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量と地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定の有無)を必須評価	(企業の技術力) 20点+(配置予定技術者の技術力) 20点=40点満点
評価期間	✓変更理由、内容 都県・政令市表彰の加点の公平性を図る観点から、「都県・政令市発注工事の表彰」を評価対象期間を見直し。 ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 審査基準日の月以前の1年間 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 審査基準日の月以前の4年間 【施工能力評価Ⅰ型・Ⅱ型】(一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)	(評価対象期間は直轄表彰に合わせ8月～7月) ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 評価期間：当該年度に受彰した各種表彰 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 評価期間：過去4年間に受彰した各種表彰
評価対象期間	✓変更理由、内容 難工事に従事した技術者へのインセンティブ付与を図る観点から、配置予定技術者の技術力「難工事施工実績」「難工事功労表彰等」の評価対象期間を見直し。 (評価対象) ・難工事施工実績・難工事功労表彰等：現場代理人または主任(監理)技術者 (評価期間) ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の4年間 ・難工事功労表彰等：過去4年間に受彰	(評価対象) ・難工事施工実績：主任(監理)技術者 ・難工事功労表彰等：主任(監理)技術者 (評価期間) ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の1年間 ・難工事功労表彰等：当該年度に受彰
評価項目	✓変更理由、内容 政府調達の対象企業の質上げを促進するため、質上げを行う企業から優先的に調達を行うため技術評価点の加算点の評価項目に、「質上げの実施に関する評価」を追加。 ※令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による工事のうち令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る案件に適用。	技術評価点の加算点の評価項目 技術提案、企業の能力等、技術者の能力等

1. 取組のねらい・概要

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、平成28年度から、国等の工事、調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施。※R4.3.30認定基準等の一部改正

2. 取組の内容

- 取組の実施主体 国の機関及び独立行政法人等
- 国土交通省における取組の対象
 - ・物品役務等の調達 ： 価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)
 - ・工事 ： 一般土木工事A等級及び建築工事A等級の段階的選抜方式を対象
- 加点評価の対象となる企業(以下の認定企業等を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)
 - ・女性活躍推進法に基づく認定企業等
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業

(総合評価落札方式) 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ定めた性能等に係る評価基準に従って評価し、その評価と入札の価格から、国にとって最も有利な者を落札者とする方式。

(企画競争方式) 業者選定の公平性、透明性を図るため、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する方式。

・令和4年3月30日に「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が改正

改正のポイント

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、一般事業主行動計画の策定の努力義務が「常用労働者300人以下」であったところ、「常用労働者100人以下」に変更

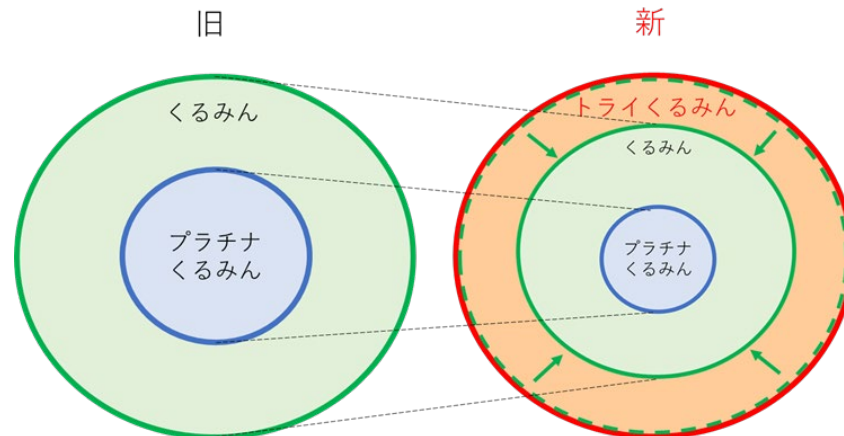
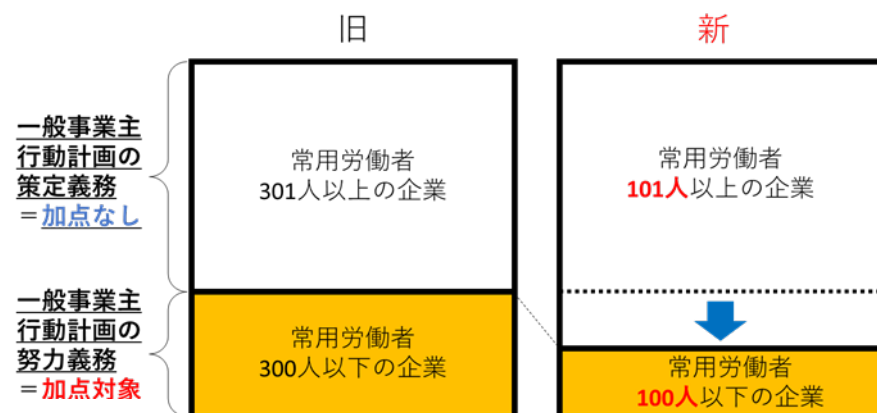
→総合評価の段階選抜時の加点対象が狭まる

②次世代育成支援対策推進法に基づく、くるみん・プラチナくるみんの認定基準が引き上げられたことに伴い、これまでのくるみに相当する**トライくるみんが新設**

(総合評価の加点対象はそのまま)

えるぼし・プラチナえるぼし認定 **有** → **加点対象**

えるぼし・プラチナえるぼし認定 **無** → 以下の通り



(例) 男性の育休取得率

プラチナくるみん: 現行 15%以上 → R4.4.1以降 20%以上
くるみん: 現行 7%以上 → R4.4.1以降 10%以上
トライくるみん: なし → R4.4.1以降 7%以上

【工事における配点例】

参考資料

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・ トライくるみん ・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

【対象となる入札契約方式】

段階的選抜方式

【対象となる総合評価落札方式】

技術提案評価型S型(WTO)

【適用開始時期】

令和4年8月1日以降公告案件より適用

概要と見直し及び改定の内容

1. 概 要

令和4年度のガイドラインは、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和4年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和4年8月1日以降に公告する案件から適用します。

2. 見直し及び改定の内容

≫ 担い手（地元企業・若手技術者等）の育成・確保

・ 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法（実施能力評価拡大型）を開始します。【R4. 8より実施】

≫ 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

・ 高度または専門的な技術が要求される業務を対象に、WEB方式によるヒアリングを実施します。（技術提案書のヒアリングのWEB会議）【R4. 4より実施】

【趣旨】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

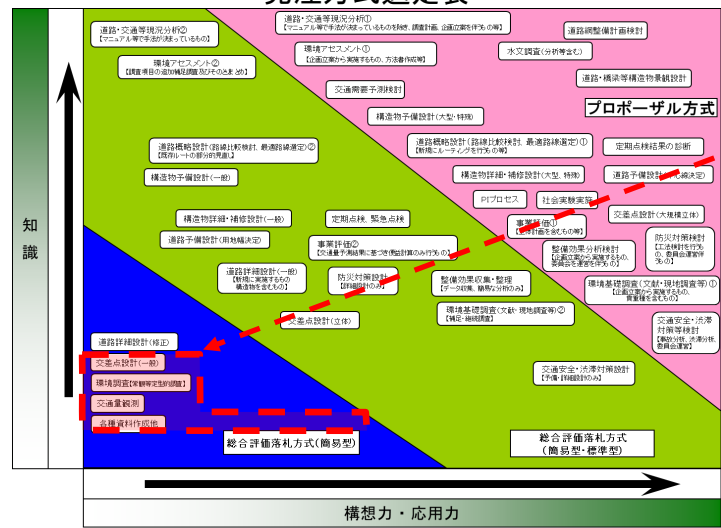
【対象】 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、次の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることが期待し、新規参入者の増加による不調対策を図る。

業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象
土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、右表に記載されている業務の種類において下記事項を参考に選択する。
・不調・不落が多い業務
・地域の担い手確保が必要な業務
※なお、詳細設計で適用する場合は技術管理課技術審査係へ相談すること。

発注方式選定表



事業名	業務の種類
道路事業	道路詳細設計(修正)
	交差点設計(一般)
	環境調査(常設等定型的調査)
	各種資料作成他
河川事業	堤防・護岸設計③【現地条件変更による修正設計、小構造物設計図集に掲載の構造物の数量、図面作成】
	耐震性能照査③【簡易式による判定を行う業務】
	河川台帳作成
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
測量調査	各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】
	復旧測量
	路線測量
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	基準点測量
	河川測量
	現地測量(地形測量)
	用地測量
	水準測量
	地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】
	定期縦横断面測量
	地図編集
	深淺測量②【標準的なもの】
	既成図数値化
	一筆調査(E工程)
地質調査	ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)
	地下水調査(観測)
	計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)
	地盤環境調査(採取、分析)

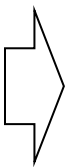
実施能力評価拡大型へ
選択可能な業務の種類

- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、**評価項目「成績・表彰」を省略**
- 業務経験、地域性ー地理的条件の評価項目を**優位に評価し、ウェイトを上方修正**
- 参加表明書と技術提案書を**同時に提出する方式**とし、**入札手続き期間の(約20日)短縮と資料作成の省力化**を図る

評価方法イメージ

○現行: 総合評価落札方式(簡易型1:1)における参加資格要件の評価

総合評価落札方式(簡易型1:1)			
評価項目	詳細項目		評価点
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件
			業務経験
		成績・表彰	地理的条件
			地域貢献度
	技術者の評価	資格・実績	業務成績評点
			優良業務表彰等の経験
技術点を算出するための基準	技術者の評価	資格・実績	資格要件
			継続教育取組実績
		成績・表彰	業務経験
			若手技術者
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他	成績・表彰	業務成績評点
			優良業務表彰等の経験



○実施能力評価拡大型(試行):
参加表明書、技術提案書の提出を**同時提出**とする。
企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
実施方針・実施フロー・工程計画・その他の項目については、
「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化を図る。

評価項目		詳細項目		評価点	
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	本店、支店しばりを実施	
			業務経験		
			地理的条件		
			地域貢献度		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件		40%
			継続教育取組実績		
			業務経験		
			若手技術者		
	工程計画・技術的課題				60%

評価を省略

成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験

資料作成の省力化
実施方針・実施フローを省略し、技術的課題を追加

成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験

11

テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4. 4～】

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化

【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式

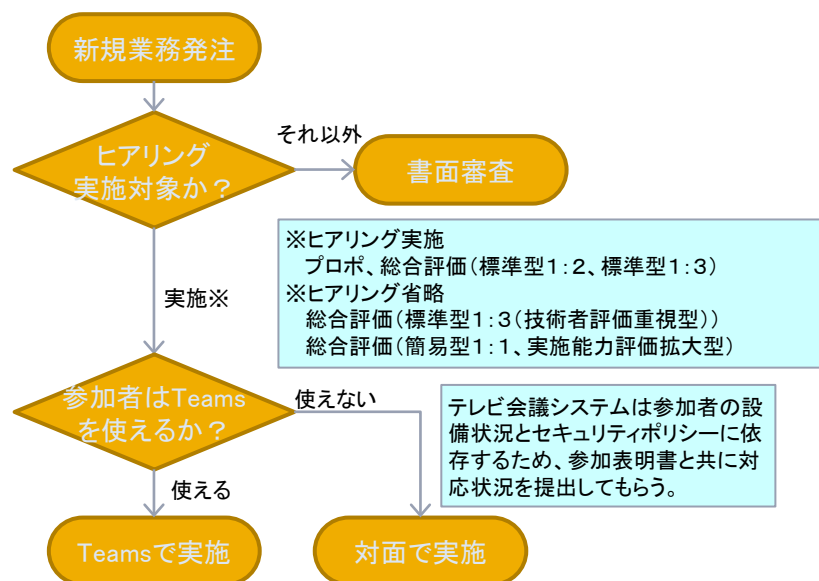
【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、今般、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったこと(外部とのテレビ会議システム用回線の強化)から、原則、テレビ会議システム(MS Teams)により実施する。

関東地方整備局における技術提案書のヒアリングに関する方針

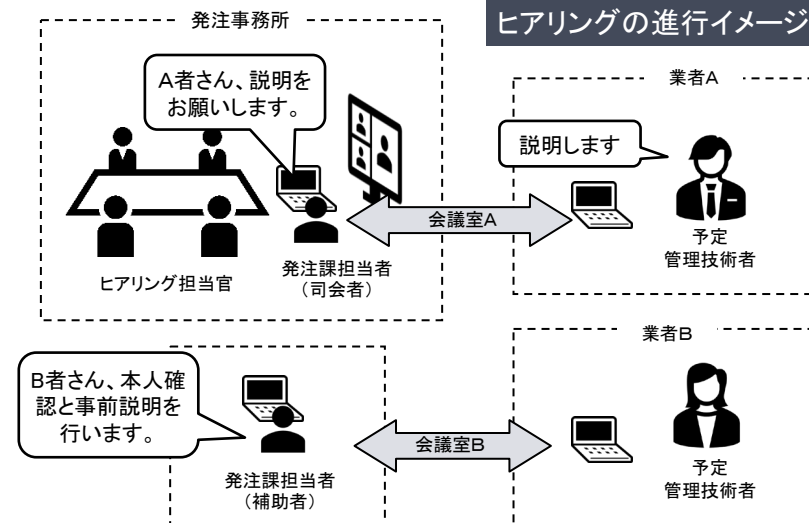
「ヒアリングは必要に応じて実施することとし、実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用し、本人確認を確実に実施できる方法を用いる。

また、ヒアリングを省略する際は、ヒアリングに要する手続き期間を短縮できることとする。」

ヒアリング方式の選定フロー



ヒアリングの進行イメージ



ヒアリング中に並行して次の業者に対する本人確認や事前説明等を行い、スムーズな進行を図るものとする。